

令和2年4月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和2年4月総会議事録

1 日 時 令和2年4月14日(火) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (3件)
- 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権7件・農地中間管理事業に係る利用権25件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告(非農地証明) (1件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(5件、農地中間管理事業に係る合意解約1件)
- 3 その他
 - ・次回総会 5月14日(木) 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 5月 8日(金) 予定
 - ・「農地利用最適化推進地区別会議」4月開催分中止について

4 出席委員(16人:議席順)

- | | | |
|--------------------|---------------|-----------|
| 1番 元永 博次 | 2番 林 一志 | 3番 大田 寛治 |
| 5番 大汐 光晴 | 6番 松田 晴久 | 8番 木村 正雄 |
| 9番 安村 清美 | 10番 大野 耕作 | 11番 末永 恵子 |
| 12番 藤川 久志 | 13番 中野千恵子 | 15番 山近 洋祐 |
| 16番 福光 達男 | 17番 野中 保志 | |
| 18番 松田 昭洋(会長職務代理者) | 19番 脇坂 泰行(会長) | |

5 欠席委員(2人)

- | | |
|----------|-----------|
| 7番 大田 裕美 | 14番 藤田 保明 |
|----------|-----------|

6 関係人

農林水産課農業振興班 主査 栗畑 貞宣

7 農業委員会事務局職員

事務局長 坂野 茂

事務局長補佐 長谷川 浩司

書 記 坂倉 幸三

8 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和2年4月の総会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案3件、報告事項2件でございます。 慎重審議の上、決定をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶といたします。 引き続き、3月の総会以降に出席をした行事等について、簡単に御報告をいたします。 (会議等の報告)
議長	それでは、ただ今から令和2年4月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は18名です。本日の出席委員は16名、欠席委員は2名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 13番、中野千恵子委員、15番、山近洋祐委員、よろしく願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	では、事務局より説明をさせていただきます。 議案に入ります。1ページを御覧ください。 議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和2年4月14日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。 土地の所在は、大字俵山字西山、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は410m ² 。 届出人は、俵山▲▲▲▲番地、●●●●さんです。 転用の目的は、自己用住宅の新築です。理由としまして、現在住んでいる家屋は部屋数が少なく、子供の成長に伴い個別の部屋が必要となってきたため、一戸建ての住宅を新築するものです。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページ

を御覧ください。長門市役所俵山出張所から南南東へ約 991m に位置する農地になります。

また、3 ページには公図、4 ページ、5 ページにはそれぞれ平面図と立面図、6 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第 2 種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、道路側溝に放流し、汚水については公共下水道により処理するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の 16 番、福光委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

16 番

16 番、福光です。

4 月 6 日に、脇坂会長、事務局、泉水推進委員と現地調査に参りました。位置図を見ていただいたらお分かりかと思いますが、申請地の周りに住宅もなく、かなり距離があると思います。

また、隣接する農地はほとんど●●さんの所有地でありまして、なんら問題がないように思われます。

御審議の程を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

1番から、順次審議をいたします。事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

2ページを御覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年4月14日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

番号1です。

土地の所在、大字三隅上字神田、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,938m²。権利の種類は賃借権の設定。

借受人は、長門市三隅上▲▲▲▲番地▲、農事組合法人●●●●●●。

貸付人は、長門市三隅上▲▲▲▲番地、●●●さん。

転用の目的は、育苗施設、ビニールハウスです。理由としまして、借受人が貸付人より申請地の耕作を依頼されたが、申請地は長年にわたり飼料作物が作付されていることから、水田として保水確保が困難な状態であることと、申請地のほ場のそばに井戸があり、経営の規模拡大を図る中で育苗施設の確保を検討していたところで、育苗場には最適な場所であると思われるため、作業効率の向上を目的に育苗場として使用したい。貸付人は、自身での耕作はできないため、他者へ農地を貸し出し、長い間飼料作物を作付されていたが、この度、他者より賃貸借契約の更新をしない旨の連絡があったため、借受人に相談し、借受人の要望に応じるものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び7ページを御覧ください。長門市役所三隅支所から東南東へ約5.7kmに位置する農地です。

また、8ページには公図、9ページから12ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農業公共投資の対象となっている農地で第1種農地に該当し、

原則許可しないことになっていますが、申請地は農用地区域外の農地で農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する農業用施設に該当し転用許可可能な申請と考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から3ヶ月以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区の担当の12番、藤川委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

12番

12番、藤川です。

4月6日に、脇坂会長、事務局、西村推進委員と現地調査を行いました。事務局から説明があったとおりで、私から特に補足説明はありません。皆さんの慎重審議を、お願いします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、2 番、お願いします。

事務局長
補佐

続きまして、番号 2 です。3 ページを御覧ください。

土地の所在、大字東深川字芽張東、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 773m²。権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、長門市東深川▲▲▲▲番地、●●●●●●●●▲、株式会社●●不動産。

譲渡人は、長門市東深川▲▲▲▲番地、●●●●さんです。

転用の目的は、3 区画の宅地分譲及び進入路です。理由としまして、譲受人が、申請地周辺は宅地化が進行しており、小中学校にも近く、住宅の需要が見込まれるため、宅地分譲を計画したもの。譲渡人は、人手不足で、当該農地を管理することが困難な状況にあるため、譲受人の計画を聞いて要望に応じることとしたものです。

場所につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 13 ページを御覧ください。長門市役所から南南東へ約 1.1 km のところに位置する農地です。

また、14 ページには公図、15 ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。立地基準の農地の区分ですが、都市計画法での非線引都市計画区域にある農地で、第 1 種低層住宅専用地域に用途指定されております。農地法施行規則第 44 条第 3 号が適用され、転用許可可能な第 3 種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、融資証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。エの「行政庁の許可・認可等の処分の手続」については、道路法による道路工事等加工承認の申請手続き中です。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に (2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、新設の側溝と溜柵から重圧管による暗渠接続で道路側溝に放流し、住宅建築後の汚水については公共下水道に接続するため、特に問題はないと

考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

この地区は、私の担当でございますので、簡単に補足説明をいたしますが、今、事務局の方から説明がありましたとおりでございます。

今月6日、深水推進委員、事務局とで現地の調査を行いました。

現地は、●●中学校のこちらから行けば右側の市道を上がった江良の集落との交差点の近くの農地でありまして、昨年までは水稻が栽培をされていました。

この土地は今、説明がありましたように第1種低層住宅専用区域となっております。

申請は、不動産業者の宅地造成でございますが、計画によれば上下水道も敷設されますので、周辺の農地の利用は、水利などを含めて支障はないと思われまので、許可して差し支えないと思われま。

担当者の意見は、以上でございます。

本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続いて、3番、お願いします。

事務局長
補佐

続きまして、番号3です。3ページを御覧ください。

土地の所在、大字日置上字安形、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は391m²。ほか1筆、隣接する一体利用地627.59m²とあわせ全体面積は1,705.59m²。権利の種類は所有権の移転。

譲受人は、東京都千代田区岩本町▲丁目▲番▲号、株式会社●●●●●●。

譲渡人は、山口市黒川▲▲▲▲番地▲▲、●●●●●さん。

転用の目的は、パネル枚数440枚、パネル設置面積763.93m²、発電出力

49.5kwの太陽光発電設備です。理由としまして、譲受人が再生可能エネルギー発電事業の一環として、太陽光発電設備を設置し、売電事業を実施したい。譲渡人は山口市に転居したこともあり、維持管理が困難になっているため、譲受人の要望に応じることとしたものです。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び16ページを御覧ください。JR山陰本線長門古市駅から北東へ約1.3kmに位置する農地です。

また、17ページには公図、18ページから19ページには土地利用計画図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」7ページを御覧ください。立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、該当条文なしの第2種農地に該当し、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページを御覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から2年以内に完了することになっており、確実であると考えます。オの「義務付けられている行政庁との協議」については、経済産業省から再生可能エネルギー発電事業計画が認定済です。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下による地下浸透となり、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、当地区の担当の8番、木村委員、補足説明、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

8番

8番、木村です。

4月6日、会長、事務局、推進委員の先野さんと私で、現地調査をいたし

ました。

申請地は、先程、事務局の方から説明がありましたように、ＪＲ古市駅から黄波戸方面に通じる県道沿いの黄波戸口集落地内で、二位ノ浜海水浴場に向かう市道の交差点より約 100m くらい進んだ所です。

申請地は以前、果樹が植栽されておりましたが、譲渡人が山口市の方に住まわれるようになって管理もされませんので、現在では、茅等が生えております。

また、一体利用とありますのは、位置図の 17 ページの申請地の左側に山林がありますが、これも譲受人が同時に買収され、要望に応じるということでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

4 ページを御覧ください。

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 2 年 4 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、脇坂泰行。

5 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、2 件 3 筆の 2,799m²。日置地区が、1 件 3 筆

っておりますが、今回、集積がありましたので、小作地を 2,799m²、計を 2,799m²というような訂正と、あと、その下の 3、4 番の大竹、●●●●さん、これについても、小作地を 11,840m²、計を 11,840m²というふうに訂正をお願いします。

またこれも、●●さんについては、私の記憶では自作地があると思いますので、このページについては、また来月等に皆様に訂正したものをお渡ししたいと思います。

4 月から大変申し訳ございません。以後、気を付けたいと思います。

他には補足説明はございません。よろしくお願いします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、御意見などございますか。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、御意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、承認することに決定をいたします。

引き続いて、報告事項に入ります。

報告事項の 1 番、土地現況証明報告について、説明をお願いします。

事務局長

議案書の 10 ページを御覧いただきたいと思います。

報告事項 1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。

現地は、既に山林となっておりまして、令和 2 年 4 月 6 日に会長、大田委員さん、松永推進委員さん、事務局とで現地を確認し、山林として非農地証明をいたしております。

議 長

報告事項 1、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項に規定による通知を受理したもの、合意解約について、説明をお願いします。

事務局長

11 ページを御覧ください。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。

番号 1 です。

令和 2 年 4 月 1 日に合意解約をいたしております。

ほか 4 件の合意解約でございます。

12 ページにまいります、農地中間管理事業に係る合意解約です。

番号 1 です。

令和 2 年 2 月 28 日に合意解約をいたしております。

以上でございます。

議 長

報告事項 2、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、その他、連絡事項などがありましたらお願いします。

事務局長

続きまして、連絡事項でございます。

補佐

5 月の定例総会ですが、5 月 14 日、木曜日、午前 9 時 30 分から、この会場で開催をいたします。

なお、現地調査につきましては 5 月 8 日、金曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等、御連絡いたしますので、御立会をよろしくお願いいたします。

続きまして、昨年度から取り組んでおります「農地利用最適化推進地区別会議」についてですが、御案内しておりますとおり、4 月の開催分につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止することといたしました。

当日配布予定としておりました、報告事項等の資料につきましては、後日、郵送にて配布させていただきます。

なお、次回開催は 6 月下旬を予定しておりますので、御出席の程、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

議 長

補足ですが、農業委員会の総会についても、集会ですので、中止ということになるのですが、この総会は、市議会と一緒に、書面議決等では変えることはできませんのでお集まりをいただきます。

最悪の場合でも過半数出席をいただいて議決をするということになりますので、御承知おき願いたいと思います。

そうならないように、長門市から感染者が出ないように願うばかりでございますが、もし出て相当するようであれば、そういう方向も事務局と相談して対応していただきますので、その時には書面で御協議を申し上げます。

どうしても開催はしなくてはならないということでございます。ちょっと机の上の書類を見ましたらそういうふうな通達が山口県農業会議から来ておりましたので、そういうことのないように願って、よろしく願いをいたします。

他には何かないでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

以上で、本日、事務局が予定した議題は終了いたしました。
委員の皆様から、何か質問、御意見等はございませんか。

10 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

10 番

10 番、三隅の大野ですが、農業委員会の活動記録の年間分の提出が今月いっぱいという事でございますので、そのことをもう一回、事務局から確認をしていただけたらと思ひまして。

主 査

ありがとうございます。

議 長

他にありますか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上で、本日の総会を終了いたします。
お疲れ様でございました。

終了時間 午前 10 時 18 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年4月14日

長門市農業委員会会長

脇坂泰行



議事録署名委員

中野千恵子



議事録署名委員

山近洋祐

